

発注者綱紀保持への御協力を（令和4年12月）

事業者様の皆様へ

国の発注事務における綱紀保持に、御理解御協力をお願いします。
環境省は、発注担当職員及び管理監督者が果たすべき法令遵守等の責務、事業者様との応接方法、執務室の環境整備、第三者からの不当な働きかけに対する対応などを定め、発注事務における綱紀の保持を図り、国民の皆様からの信頼を確保することに努めております。

以下のとおり、[国家公務員倫理法等の解説等を掲載している Web サイト](#)を御案内致しますので、御覧いただきますようお願いいたします。

国家公務員倫理法・倫理規程関係
国家公務員倫理審査会 https://www.jinji.go.jp/rinri/index.html
事業者用広報資料 https://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/jigyosha.html
経済団体、民間企業等の皆様へ https://www.jinji.go.jp/rinri/kokumin/main.html
【事業者用】事業者の立場から見た公務員との接触ルール（全編） - YouTube https://www.youtube.com/watch?v=4ATgWchniHY （約25分） また、Chapter別になっている動画もあります。（①約5分、②約16分、③約4分）
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）関係
入札談合等関与行為防止法について：公正取引委員会（jftc.go.jp） https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/index.html
環境省発注者保持規程 https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/環境省発注者保持規程.pdf

（問い合わせ先）

環境省大臣官房会計課監査係

TEL：0355218219

E-mail：kanbo-kaikei@env.go.jp